

別紙様式3(一般競争入札)

令和5年度 根釧東部森林管理署公共工事契約状況

令和5年12月1日

分任支出負担行為担当官
根釧東部森林管理署長 目黒 剛志

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
根釧東部森林管理署苗畑宿舎屋根外改修工事		北海道標津郡中標津町緑ヶ丘1番地1		建設工事	屋根葺替、断熱改修ほか	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
12,668,128 円	11,649,912 円	令和5年11月21日		藤本建設株式会社 北海道標津郡標津町南4条西2丁目1番3号		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
11,300,000 円	令和5年11月	令和6年1月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添1「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別添2「競争参加資格確認結果」のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別添3「入札執行調書」のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別添4「予定価格積算内訳」のとおり
- 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査
別添5「低入札価格調査結果の概要」のとおり

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 5 年 1 0 月 1 0 日（火）

分任支出負担行為担当官

根釧東部森林管理署長 目黒 剛志

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 根釧東部森林管理署苗畑宿舍屋根外改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 北海道標津郡中標津町緑ヶ丘 1 番地 1
- (3) 工事内容 2 階建宿舍の屋根改修工事
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 2 2 日(月)まで
- (5) 本工事の入札は、適正かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案書等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。
- (6) 本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、「大気汚染防止法」(令和 2 年法律第 39 号による改正)及び石綿障害予防規則(令和二年厚生労働省令第百三十四号による改正)に基づき、施工業者(元請業者等)が、都道府県、労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの)に対して、事前調査結果の報告が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して、総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を入札参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和5・6年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級がB又はC若しくはDの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所所長、森林管理局長、森林管理（支）署長、森林管理事務所長、治山センター所長、及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号 林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。

同種工事：北海道内で延床面積100m²以上の建物における外装を含む改修工事（請負代金額が500万円以上）の施工実績を有する者

- (5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100

号)に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

- ① 1級若しくは2級建築施工管理技術士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者をいう。
 - ② 監理技術者にあつては、上記①に定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ③ 平成20年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
 - ④ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。(工事成績評定を実施した工事である場合)
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)。
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 技術提案書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和 5 年 10 月 11 日（水）から令和 5 年 10 月 25 日（水）の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
- ② 提出場所：〒086-1652 北海道標津郡標津町南 2 条西 2 丁目 1 番 16 号
根釧東部森林管理署 総務グループ 電話：0153-82-2202
- ③ その他：提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による者とし、郵送または FAX によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記 2 に示す場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は、入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記(2)の①に規定する期限までに提出しない者又は提出した技術提案書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- ② 上記 2 の(5)の技術提案書、上記 3 の(1)の資料で示された実績等により最大 30 点の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

① 企業に関する項目

- A 指定工種の工事成績
- B 指定工種の施工に関する表彰実績
- C 地域への貢献活動
- D 地域精通度
- E 同種工事の施工実績
- F ISO認証取得
- G ワーク・ライフ・バランス等の推進、
- H 賃上げ実施の取組

② 配置予定技術者に関する項目

- A 指定工種の配置予定技術者の保有資格
- B 同種工事の配置予定技術者の従事経験
- C 指定工種の配置予定技術者の工事成績
- D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績

③ 簡易な施工計画に関する項目

- A 施工計画に対する提案
- B 工程管理に対する提案
- C 発注者が指定した課題への対応
- D 品質管理に対する提案

(3) 加算点

加算点は、上記(2)のAの項目で最大12点、Iの項目で最大6点、ウの項目で最大14点の計32点とする。

ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。

(4) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格、技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこ

と。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒086-1652 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

根釧東部森林管理署 総務グループ 電話：0153-82-2202

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和5年10月11日（水）～令和5年11月13日（月）の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。
- ② 場 所：〒086-1652 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号
根釧東部森林管理署 総務グループ 電話：0153-82-2202
- ③ そ の 他：配布資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。なお、電子入札システム（ダウンロードシステム）から入手可能である。※ USBメモリは使用不可。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和5年11月 9日（木） 午前10時00分

入札締切日時 令和5年11月14日（火） 午後 3時00分

- ② 紙入札方式により 持参する場合の締め切りは、令和5年11月14日（火）午後2時45分までに根釧東部森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。
- ③ 開札は、令和5年11月14日（火）午後3時00分 根釧東部森林管理署にて行う。
- ④ 紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 北海道森林管理局)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- ③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、当該工事内訳書未提出の入札は、無効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否 : 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 5 (2) - ②に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) 及び (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 2 (2) に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する

(12) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、「入札説明書及び電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(14) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望するものは、北海道森林管理局ホームページに掲載されてい

る競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への
注意事項等＞資料７：北海道森林管理局競争契約入札心得

(15) その他

本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書、工事請負契約書(案)及び工事仕様書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) をご覧下さい。

競争参加資格確認結果

- 1 工 事 名：根釧東部森林管理署苗畑宿舎屋根外改修工事
- 2 発注機関名：根釧東部森林管理署
- 3 入札公告日：令和 5 年 1 0 月 1 0 日（火）
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日：令和 5 年 1 0 月 3 1 日（火）

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
藤本建設株式会社 代表取締役 藤本 謙二	有	—

確認職員 農林水産 技官 杉原 優人

予定価格積算内訳

〈国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」〉

工事名：根釧東部森林管理署苗畑宿舍屋根外改修工事

費 目	工 種	種 別	数 量	金 額(円)	摘 要
直 接 工事費	A 建築工事			9,105,010	
	B 電気設備工事				
	C 機械設備工事				
	直接工事費計			9,105,010	
共通費	共通仮設費計			354,714	
	現場管理費計			1,441,341	
	一般管理費計			1,767,063	
	共 通 費 計			3,563,118	
	計（工事価格）			12,668,128	
	消 費 税			1,266,812	10%
	合 計（工事費）			13,934,940	

低入札価格調査結果の概要

工 事 名：根釧東部森林管理署苗畑宿舍屋根外改修工事
 調 査 対 象 業 者 名：藤本建設株式会社
 住 所：北海道標津郡標津町南 4 条西 2 丁目 1 番 3 号

調査項目	結果の概要
1 その価格で入札した理由	○ 本工事で設置使用する足場組立、大工工事を自社施工で行うことができる。 ○ アスベスト除去工事において、石綿調査者 1 名、石綿作業主任者 1 名、石綿作業取扱従事者特別教育受講者 11 名在籍しており、アスベスト除去作業の実績がある。 以上の理由により入札した。
2 契約対象工事付近における手持工事の状況	該当なし。
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	該当なし。
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件	距離：19.5km 車による移動で約 24 分を要する。
5 手持資材等の状況	アスベスト総合処理剤(アスキャッチ CC)を 15kg 保有しておりアスベスト除去経費を削減できる。
6 資材購入先及び購入先と入札者との関係	足場他 日建片桐リース(釧路市協力会社) コンパネ他 ハタ建材(中標津町協力会社) 野地板他 端木工(中標津町協力会社) モルタル充填 古瀬佐菅工業所(中標津町協力会社) 葺替等 山崎板金(標津町協力会社) 塗装 装美堂塗装店(標津町協力会社) フード取替 ハタ建材(中標津町協力会社) ブローイング タイヨー建装(中標津町協力会社) マスク他 ヤマレン(中標津町協力会社) 資材調達先のほとんどが地元会社であり、運搬・通勤等の軽減が可能である。
7 手持機械数の状況	塗装機(スーパー 60 精和産業)他に使用予定なし
8 労務者等の具体的供給見通し	自社以外、工種ごとの協力会社からの雇用が確保されており、施工体制に問題はない。
9 過去に施工した公共工事名及び発注者	根釧東部森林管理署発注公共工事 根釧東部森林管理署落石森林事務所車庫新築工事 (R4. 9. 2～R4. 12. 16) 根釧東部森林管理署庁舎外壁改修工事 (R3. 9. 25～R4. 11. 19) 中標津苗畑宿舍浴室改修工事 (R2. 12. 19～R3. 3. 12)

調査項目	結果の概要
10 経営内容	直近の決算報告書(令和4年度)を徴収。 自己資本比率(会社の基礎体力)、流動比率(日常の支払い能力)、固定比率(長期にわたる支払い能力)、純資本経常利益率(総合的な収益性)、総資本回転率(効率性)のすべての項目で問題がないことを確認。
11 1から10までの事情聴取した結果についての調査検討	○ 調査対象者から提出された積算内訳書と調査基準価格の積算内訳書の構成について比較を行った。 (直接工事費) 工事総額の75.8%(調査基準価格)に対し、調査対象者は83.5%と高く施工のための経費は十分確保されていると判断できる。 (間接工事費) 調査対象者の工事全体に対する経費は8.2%となっている。調査基準価格(13.9%)と比較して低く抑えられているが、これは比較的通勤時間が短いことによる通勤費の軽減、協力企業のバックボーンが豊富にあり地元企業の利が生かされているためである。 ○ 過去に施工した公共工事について 特段の問題なし。 以上のことから、当該工事については仕様書等に適合した内容で施工されると判断する。
12 9の公共工事の成績状況	当署の発注工事により把握、照会、把握は省略。
13 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)	取引金融機関に問い合わせたところ、「特に問題となることはない」と回答有。
14 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等)	○ 釧路労働基準監督署 「特に懸念されるような情報はない。」と回答有。 ○ 山崎板金(葺替業者) 「作業代金は作業完了の翌日には振込まれており、遅延もなく問題ない」と回答有。 ○ ハタ建材(フード取替業者) 「資材代金支払い遅延もなく問題ない」と回答有。 ○ ヤマレン(マスク等アスベスト除去) 「資材代金支払い遅延もなく問題ない」と回答有。
15 その他必要な事項	特になし。